

会議名	生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
日 時	2025年（令和7年）12月19日（金）13時30分～15時30分
場 所	逗子市役所5階 第5会議室
出席者	逗子市： 石井環境都市部長、三澤次長 鷲原資源循環課長、小川環境クリーンセンター所長 森下資源循環課副主幹
	葉山町： 町田環境部長、角田クリーンセンター所長 松村クリーンセンター主事

【概要】

1. 資本費に関する協議

- (1) 生ごみ資源化処理施設の施設整備費の内訳の妥当性と説明責任について
 葉山町から提示された「生ごみ資源化処理施設の整備費（約5億800万円）」について
 逗子市から以下の問題を指摘した。
 - ・当初見積額の約4億8,200万円から約5億800万円への増額理由が不明確である。
 - ・客観的資料（契約書・変更契約・内訳明細）が提示されていない。
 葉山町からこれらに対する増額理由として以下が説明された。
 - ・設計・施工一括発注のDB（デザインビルド）方式に伴う設計に伴い内訳が変動した。
 - ・工事内容の変更・物価上昇
- (2) 逗子市から、客観的な根拠資料が必要であるため、内訳資料の提示を要求した。
- (3) 循環型社会形成推進交付金の整理について
 葉山町の認識：工事全体では約1,000万円の交付金未取得が存在している。
 逗子市：工事期間延長との関係、令和7年度分工事との関係、対象・非対象の判断基準について、制度的根拠に基づく明確な説明を求めた。

2. 処理費に関する協議

- (1) 基本認識
 処理費については、2025年8月以降の稼働後の実績値（光熱水費等）に基づく算定が可能であり、並行して協議を進めていくこととした。
- (2) 人件費の増加
 葉山町：生ごみ資源化処理施設に勤務する職員は、当初、直営職員の2名体制としていたが、現在は3名体制としている。安全管理上、単独の作業は不可能であることと、葉山町が実証運転をした結果、2名による施設運営は不可能と判明したものである。
 逗子市：職員増員については妥当性が確認できれば否定するものではない。
 葉山町：3名の役割分担、1日の業務スケジュールについて説明したい。

裏面に続く

(3) 光熱水費の算定

葉山町：算定方法は、葉山町クリーンセンター全体の請求額、生ごみ資源化 処理施設用のメーターによる使用量割合を按分して計算する。

逗子市：メーター等の現地を確認する。

3. 協議の進め方

・市町で以下の方針を確認した。

(1) 資本費と処理費は並行して検討すること。

(2) 対面協議を基本とし、必要に応じ現地確認を実施する。必要な資料を確認し必要に応じ写しを取ること。

逗子市：今後の協議において合意した事項については、市議会から文書を取り交わすよう求められている。各重要な課題に関する協議が調った場合、個別に確認する文書を取り交わしていきたい。

4. 共同処理の運用面の主要な課題について

今後の検討課題として以下が整理された。

(1) 搬入オペレーション：逗子市からの収集車両の搬入時間、台数、ルート

(2) 平準化：施設内の 10 槽のうちの一つに生ごみをストックする方法を検討している。

(3) 施設の処理能力：堆肥の処理工程が現状で 32 日間 1 サイクルであるが、25 日間に短縮できるのではないかと考え、短縮を検討している。

(4) 年末の臨時収集対応：葉山町では、現時点で運用方法は未確定である。なお、年末 12 月 29 日、31 日と 1 月 2 日の 3 日間は、生ごみ資源化処理施設勤務の職員が 2 名程度、出勤し、切り返し等の作業を行う予定である。

(5) 堆肥の配布方法については、需要の変動が有り得るので、必要量の再検討の余地がある。

(6) 分別協力率等：逗子市が生ごみの分別率を 70%達成した場合、資本費の按分方法について、人口割から搬入量割へ変更することになっている。生ごみ資源化共同処理が、仮に 11 月開始となった場合に逗子市の分別協力率を評価する期間の検討が必要である。

5. 法的整理（逗子市の損害金問題等）

市町の整理：市町の弁護士から、法的な視点でアドバイスをもらうという認識である。

逗子市：弁護士間のやり取りは、文書（F A X 等）ベースで行う場合がある。